

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成25年12月26日 午後3時00分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 事業計画変更承認申請について
- 議第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 農地法適用外事実確認願証明について
- 報第 5号 農地潰廃通報について
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 卷 純 一 委員 |
| 3番 清 水 栄 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 鶴 卷 俊 樹 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 嘉 藤 太加雄 委員 |
| 25番 佐 藤 裕 雄 委員 | 26番 阿 部 新一郎 委員 |
| 27番 星 野 英 治 委員 | 28番 藤 田 吉 則 委員 |

30番 原 正 利 委員 31番 小 師 勉 委員
32番 目 黒 伸 一 委員 33番 山 田 佳 典 委員
34番 蒲 澤 正 委員

欠席委員 2名

29番 渡 邊 一 英 委員 35番 小 林 六 一 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 大 坂 純 司
事 務 局 次 長 斎 藤 公 明
経営基盤係副参事 麦 倉 政 勝
経営基盤係主任 鈴 木 和 志

午後3時00分 開会及び開議

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、今年最後の定例総会を行いたいと思います。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席33名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。3番、清水委員、33番、山田委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案に入りますが、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限により議長を20番、坂井和弘会長代理に交代いたします。よろしくお願いいたします。

（会長 野崎文夫委員退席、会長代理 坂井和弘委員議長
席に着く）

議長（坂井会長代理）

それでは、交代し、議長を務めさせていただきます。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』議題とします。

なお、1番、大桃伸之委員、3番、清水栄委員、21番、阿部銀次郎委員、23番、野崎文夫委員は、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午後3時07分 1番大桃伸之委員、3番清水 栄委員、
21番阿部銀次郎委員、23番野崎文夫委員退席）

議長（坂井会長代理）

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

まず、36ページをごらんください。今月の申請は、新規設定57件、31万1,574.73㎡、再設定139件、67万2,782.62㎡、利用権移転1件、1,000㎡、所有権移転3件、1万418㎡であります。合計では200件、99万5,775.35㎡であります。

それでは、戻りまして、1ページをごらん願います。184番から順に説明いたします。

184番は、笹岡地内の農地1筆、2,937㎡をあっせんによる売買により取得したものであります。価格は、10a当たり約40万円であります。

185番は、笹岡地内の農地4筆、4,564㎡をあっせんによる売買により取得したものであります。価格は、10a当たり約20万円であります。

186番は、荒沢地内の農地1筆、2,917㎡をあっせんによる売買により取得したものであります。価格は、10a当たり約35万円であります。

187番は、九之曾根地内の農地2筆、1万53㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

188番は、籠場地内の農地5筆、3,061㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

189番は、籠場地内の農地3筆、1,899㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

190番は、籠場地内の農地7筆、4,004㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

191番は、曲谷地内の農地12筆、1,900.49㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

192番は、長嶺地内の農地1筆、1,583㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

193番は、鶴田2丁目地内の農地4筆、5,863㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

194番は、大宮新田地内の農地1筆、1,282㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

195番は、大宮新田地内の農地10筆、1万6,163㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

196番は、福島新田地内の農地1筆、333㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

197番は、長沢地内の農地8筆、4,115㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

198番は、濁沢地内の農地1筆、2,563㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

199番は、飯田地内の農地2筆、4,165㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

200番は、飯田地内の農地3筆、5,455㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

201番は、飯田地内の農地2筆、5,886㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

202番は、東新保ほか地内の農地20筆、1万1,493㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

203番は、一ツ屋敷新田地内の農地3筆、4,871㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。

204番は、一ツ屋敷新田地内の農地1筆、522㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。

205番は、福島新田地内の農地1筆、5,099㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

206番は、鶴田4丁目ほか地内の農地3筆、3,670㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

207番は、大宮新田地内の農地2筆、2,022㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

208番は、金子新田ほか地内の農地3筆、7,016㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

209番は、長嶺地内の農地5筆、1万1,618.82㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

210番は、吉田ほか地内19筆、8,972㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

211番は、南入蔵地内の農地1筆、1,220㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

212番は、吉野屋地内の農地3筆、5,037㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

213番は、吉野屋地内の農地5筆、7,710㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

214番は、笹岡地内の農地2筆、2,750㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

215番は、長沢地内の農地2筆、1,776㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

216番は、原ほか地内の農地3筆、3,105㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

217番は、上大浦地内の農地6筆、5,724㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

218番の1は、金子新田ほか地内の農地6筆、1万8,541㎡を新規により7年間利用権設定するものであります。

219番の1は、下保内地内の農地4筆、6,065㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

220番の1は、下保内地内の農地1筆、1,875㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

221番の1は、上保内地内の農地5筆、1,476㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

222番の1は、上保内地内の農地9筆、3,972㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

223番の1は、下保内地内の農地2筆、2,022㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

224番の1は、上保内地内の農地26筆、1万1,952.91㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

225番の1は、下保内地内の農地4筆、7,538㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

226番の1は、下保内地内の農地16筆、7,853㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

227番の1は、下保内地内の農地2筆、1,010㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

228番の1は、下保内地内の農地3筆、2,316㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

229番の1は、下保内地内の農地21筆、1万5,361.05㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

230番の1は、下保内地内の農地6筆、6,496㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

231番の1は、西鱒田地内の農地4筆、5,755㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

232番の1は、東鱒田ほか地内の農地7筆、1万4,348㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

233番は、鶴田1丁目地内の農地12筆、1万742.86㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

234番は、塚野目地内の農地1筆、1,613㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

235番は、塚野目ほか地内の農地7筆、6,817㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

236番は、大谷地地内の農地2筆、5,424㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

237番は、東光寺地内の農地2筆、3,096㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

238番は、庭月地内の農地7筆、3,630㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

239番は、曲谷地内の農地1筆、1,974㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

240番は、新光ほか地内の農地7筆、6,728㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

241番は、西裏館3丁目ほか地内の農地12筆、7,822㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

242番は、新光町地内の農地1筆、980㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の243番から34ページの376番までの134件につきましては、再設定でありますので、説明を略させていただきます。

続きまして、35ページをごらん願います。377番は、若宮新田地内の農地1筆、1,000㎡を9年間利用権移転するものであります。

378番は、飯田地内の農地16筆、5,235.6㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

379番は、北潟地内の農地7筆、880.91㎡を再設定により3年間利用権設定するものであります。

380番は、鹿峠地内の農地1筆、200㎡を再設定により3年間利用権設定するものであります。

381番は、遅場地内の農地5筆、2,636㎡を再設定により3年間利用権設定するものであります。

382番は、飯田地内の農地3筆、2,035㎡を再設定により5年間利用権設定するものであります。

383番は、帯織地内の農地20筆、3,031.91㎡を再設定により6年間利用権設定するものであります。

続きまして、37ページをごらん願います。218番の2から41ページの358番の2までの枝番がついております18件、1万3,349.96㎡につきましては農地利用集積円滑化事業での新規設定及び再設定により3年間から10年間の利用権設定するものであり、議案中の枝番1と枝番2は連動しておりますので、そのようにごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第2調査部会長は、私の隣に着席願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

それでは、第2調査部会の調査結果についてをご報告いたします。

第2調査部会では、12月24日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、11時に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定57件、再設定139件、利用権移転1件、所有権移転3件、合計件数200件、面積にして99万5,775.35㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

1番、大桃伸之委員、3番、清水栄委員、21番、阿部銀次郎委員、23番、野崎文夫委員の着席をお願いします。

（午後3時25分 1番大桃伸之委員、3番清水 栄委員、
21番阿部銀次郎委員、23番野崎文夫委員着席）

議長（坂井会長代理）

退席された委員の皆様には報告いたします。

議第1号『農用地利用集積計画について』は、部会長の調査結果報告のとおり全件許可相当といたしました。

以上です。

それでは、議長を交代いたします。

（会長代理 坂井和弘委員退席、会長 野崎文夫委員議長
席に着く）

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

44ページをごらん願います。今月の申請は3件の申請で、合計722㎡であります。

それでは、戻りまして、43ページの34番から順に説明いたします。

34番は、鶴田3丁目地内の農地2筆、217㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円あります。場所につきましては、あらい整形外科クリニック北側、国道403号線の隣接地でございます。500m以内に教育施設、医療施設があることから、第3種農地と判断されます。

35番は、須戸新田地内の農地1筆、406㎡を売買により取得し、工場1棟、駐車場3台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円あります。場所につきましては、須戸新田の諏訪神社南側300m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断いたしました。

36番は、須戸新田地内の農地1筆、99㎡を売買により取得し、さきの35番と一体利用地として工場1棟、駐車場3台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円あります。場所につきましては、須戸新田の諏訪神社南側300m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いいたします。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第2号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして3件、面積にして722㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

45ページをごらん願います。今月の申請は3件の申請で、計1,322㎡であります。

それでは、35番から順に説明をいたします。

35番は、西裏館3丁目地内の農地1筆、983㎡を集合住宅1棟、駐車場18台、それから通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、第三中学校グラウンドの北側250m付近で、都市計画用途地域の第一種低層住居専用地域内であることから、第3種農地と判断されます。

36番は、直江町3丁目地内の農地1筆、300㎡を貸し駐車場8台、それと通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、旧斎場北東側400m付近で、国道8号線に近接しております。都市計画用途地域の工業地域内であることから、第3種農地と判断されます。

37番は、西大崎3丁目地内の農地1筆、39㎡を駐車場用地として利用したいものです。場所につきましては、西大崎県営住宅東側200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして3件、面積にして1,322㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、48ページをごらん願います。12件の申請で、合計1,815.42㎡であります。この合計面積には、47ページの76番の取り消し案件の面積は含まれておりませんので、よろしくお願いたします。

それでは、戻りまして、46ページの74番から順に説明いたします。

74番から75番は、先ほど事業計画変更承認申請での農地法第5条の許可申請でありますので、説明を略させていただきます。

76番は、代官島地内で平成8年7月22日付で通路、資材置き場、倉庫の用地として5条許可を受けた土地1筆、396㎡の許可を取り消したいものであります。場所につきましては、国道8号線の代官島東交差点、国道側の隣接地でございます。現地は、農地として管理をされております。

77番は、帯織地内の農地1筆、209㎡を使用貸借権の設定により農家住宅1棟、車庫兼物置1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、帯織集落内で瑞泉寺南側300m付近であります。住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

78番は、大平地内の農地1筆、24㎡を売買により取得し、通路用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2,000円であります。場所につきましては、大平集落内で大平集落開発センターの北側200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

79番は、荒沢地内の農地1筆、30㎡を売買により取得し、通路用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約100円であります。場所につきましては、荒沢集落内の下荒沢地区で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

80番は、荒沢地内の農地1筆、5.9㎡を売買により取得し、排水路用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3,000円あります。場所につきましては、荒沢集落の下荒沢地区で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

81番は、荒沢地内の農地1筆、6,22㎡を売買により取得し、雪処理場用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約200円であります。場所につきましては、荒沢集落内の下荒沢地区で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

82番は、荒沢地内の農地2筆、112㎡を売買により取得し、車庫1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1,000円あります。場所につきましては、荒沢集落内の下荒沢地区で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

83番は、直江町4丁目地内の農地1筆、148㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円あります。場所につきましては、旧斎場から西側200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

84番は、東光寺地内の農地5筆、322.3㎡を売買により取得し、住宅1棟、カーポート1棟、駐車場1台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円あります。場所につきましては、東光寺集落内で福多郵便局南側100m付近であります。住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

85番は、上保内地内の農地1筆、236㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円あります。場所につきましては、JR保内駅南側400m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして12件、面積にして1,815.42㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長 (野崎会長)

続きまして、議第5号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (大坂事務局長)

それでは、議第5号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

55ページをごらん願います。今月の申請は23件の申請で、合計15万3,407.1㎡であります。競落報告といたしまして3件、2,684.91㎡で、総合計26件、15万6,092.01㎡であります。

それでは、戻りまして、49ページの51番から順に説明いたします。

51番は、金子新田地内の農地6筆、2,675㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買で取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

52番は、先ほど議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』の取り消しでご審議をいただいた案件でございます。代官島地内の農地1筆、396㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

53番は、原地内の農地1筆、457㎡を譲り受け人が相手方の要望により売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約20万円であります。

54番は、吉野屋地内の農地1筆、113㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約90万円であります。

55番は、笹岡ほか地内の農地3筆、4,772㎡を譲り受け人が相手方の要望により売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約10万円であります。

56番は、笹岡地内の農地1筆、853㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買で取得するものであります。価格は、10a当たり約20万円であります。

57番は、南五百川地内の農地5筆、2,510㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約30万円であります。

58番は、荒沢地内の農地6筆、3,074㎡を譲り受け人が相手方の要望により売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約20万円であります。

59番は、曲谷ほか地内の農地16筆、9,443㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買で取得するものであります。価格は、10a当たり約7万円あります。

60番、61番は、月岡3丁目地内の農地1筆、297㎡と月岡3丁目地内の農地1筆、383㎡を譲り受け人、譲り渡し人が相互の交換により取得するものであります。

62番は、西本成寺地内の農地1筆、390㎡を小作権と農地の交換により譲り受け人が農地を取得するものであります。

63番は、西中ほか地内の農地17筆、1万4,356.91㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

64番は、長嶺地内の農地14筆、8,682.19㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

65番は、長嶺ほか地内の農地16筆、8,736㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

66番は、島潟ほか地内の農地23筆、1万4,148㎡を経営の若返りを図るため、使用貸借権を設定するものであります。

67番は、荻島地内の農地22筆、1万8,759㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

68番は、山王西地内の農地4筆、2万4,222㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

69番は、中浦地内の農地20筆、9,005㎡を経営の若返りを図るため、使用貸借権を設定するものであります。

70番は、大沢地内の農地10筆、8,663㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

71番は、大沢地内の農地7筆、7,002㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

72番は、下大浦地内の農地2筆、1,751㎡を経営の若返りを図るため、使用貸借権を設定するものであります。

73番は、庭月地内の農地33筆、1万2,719㎡を経営の若返りを図るため、使用貸借権を設定するものであります。

以上、23件が今月の申請でございます。

また、競落報告が3件ございます。74番は、栄荻島地内の農地6筆、979.91㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、10a当たり約200万円であります。また、本件は10月総会の附帯決議によりまして、11月21日付で許可済みであります。

75番は、岡野新田地内の農地1筆、684㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。また、本件は10月総会の附帯決議によりまして、11月21日付で許可済みであります。

76番は、福島新田地内の農地1筆、1,021㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、10a当たり約170万円であります。また、本件は10月総会の附帯決議によりまして、11月21日付で許可済み

でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第5号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの9件、交換によるもの3件、使用貸借によるもの11件、合計件数23件、面積にして15万3,407.1㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、競落による報告分として3件、2,684.91㎡の報告がありました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長は自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第7号まで続けて事務局より報告お願いいたします。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思いますが、ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

それでは、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。1月24日午前9時から厚生福社会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

来月の調査部会は1月24日ということで、関係委員におかれてはひとつよろしくお願いいたします。

なお、来月の総会は31日に予定しております。そして、終了後、市長様を迎え、新年会の予定になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時52分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 委 員 (3 番)

議 事 録 署 名 委 員 (3 3 番)
